

国立大学法人京都大学監事に求める人材像

令和 6 年 4 月 1 7 日
監事候補者選考委員会決定

国立大学法人京都大学監事候補者選考委員会要項第 2 条の規定に基づき、以下のとおり、監事に求める人材像を定める。

1. 職務を遂行するにあたり、独立性の保持に努め、常に公正不偏の態度を保持しつつ監査を行う能力を有していること。
2. 監査意見を形成するにあたり、事実を確認し、必要があると認めるときは、外部専門家の意見を徴し、合理的な判断を行う能力を有していること。
3. 総長、理事及び教職員との意思疎通を図り、常に本学の業務運営状況を把握するとともに、業務運営上の課題の認識を深める能力を有していること。

(以下についてはいずれか)

- 4-1. 学校会計を把握し、国立大学における教育研究の状況・ガバナンス体制等を熟知し、組織の監査を公正かつ適切に遂行できる能力を有していること。
- 4-2. 企業の役員等として経営や業務監査にあたるなど経営に関する専門的知識を有し、組織の監査を公正かつ適切に遂行できる能力を有していること。